

築上町立築城中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。そこで、本校ではすべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

(いじめの禁止)

生徒は、学校の内外を問わず、決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

(学校及び教職員の責務)

学校は、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、いじめ防止のための対策を講じるものとする。いじめに関する基本的な考え方としては、けんかやふざけ合いでも、被害者の「心身の苦痛」に着目し、組織的に判断するものとする。また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見早期対応・再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。

2 いじめ防止対策の基本となる事項

(1) 基本方針

- ① 全ての教育活動を通じて、「いじめや差別を許さない学校」づくりを推進するとともに、相手の立場に立って物事を考える生徒の育成に努めるものとする。
- ② 生徒・教職員・保護者が一丸となり、全力でいじめ防止に努めるものとする。
- ③ 生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うことができるよう、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動等の充実を図る。
- ④ いじめ防止対策においては、「予防」「発見」「対応」「相談」「連携」の5観点を基本とし、時や場に応じた対策を講じるものとする。

(2) 組織

① 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、生徒支援加配、養護教諭、生徒指導支援スタッフ、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールサポーター（SS）

② 活動

ア 基本方針に基づく取組の実施

イ いじめの相談・通報の窓口

ウ 関係機関、専門機関との連携

エ いじめの疑いや生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有

オ いじめの疑いに関わる情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携対応方針の決定

カ 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるかの判定

キ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査

③ 定期的開催

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(3) 関係機関との連携について

① いじめ事案発生時の緊急会後、事案に応じて次にあげる関係機関との連携を図り、対策を講じるものとする。

○地域・家庭との連携…保護者、PTA、民生児童委員、保護司会

○関係機関との連携…築上町教育委員会、豊築学警連、児童相談所、警察（豊前警察署）

② 報告体制

ア 事象発生もしくは、注意・配慮を必要とする状況を把握

↓

イ 当該学年主任もしくは、当該学年生徒指導担当に報告

↓

ウ 学年主任・生徒指導担当は、生徒指導主事に報告

↓

エ 生徒指導主事は、報告を受けた事象の状況に応じて、管理職に報告し、その指導の下、緊急の生徒指導委員会を招集

↓

オ 必要に応じて、外部機関との連携推進を図る。

(4) 職員研修について

① 学校基本方針の共通理解を図る研修会、及び「いじめの早期発見・早期対応」を活用した研修会の開催（年度当初）

② 心の専門家を招聘した研修会の開催

(5) いじめの未然防止

① 学級経営の充実

Hyper-QU検査を5月、QU検査を10月に実施し、生徒の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

② 道徳教育の充実

道徳の授業を要として、すべての教育活動において、道徳教育を実践し、生徒の自己肯定感や自尊感情、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

③ 相談体制の整備

ア Hyper-QU検査結果の考察と対応策を練り、職員研修などで共通理解を図る。

- ・学級集団の背景
- ・学級の成果と問題点

イ 教育相談の実施

- ・定期的な教育相談（学期に1回）
- ・生活アンケート後のチャンスの教育相談

(6) いじめの早期発見

① 生活アンケートの実施

毎月末に生活アンケートを実施し、学校生活の様子や人間関係などについて4段階でチェックし、気になる生徒には教育相談を行う。

② 学校生活・環境多面調査の実施

学期に1回、年3回の「学校生活・環境多面調査」でいじめの有無を確認し、教育相談や学級経営で活用する。

③ 相談ポストの設置

職員室横の廊下に相談ポストを設置し、定期的にポストを確認する。

④ SC等外部専門家を活用した事例研究等の研修会の実施

※「生活アンケート」や「学校生活・環境多面調査」は、生徒の在学中は保管すること。

(7) インターネットを通じて行われているいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難である。また、一度発生した場合、事態の広域化・長期化・混雑化が予想される。よって、十分な対策を講じる必要がある。

① 学校での対策

情報モラル教育の充実に努めるために、全ての教育活動を通じて、情報がネットワークを介して瞬時に世界中に伝達され、予想しない影響を与えてしまうことや、対面のコミュニケーションでは考えられないような誤解を生じる可能性も少なくないということを理解させる。また、年に1回、携帯ネット安全教育の面から講師を招き、生徒対象とした講演会を開催する。

② 家庭での対策

生徒の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、保護者の責任及び監督の下で行われるよう協力を呼びかける。また、掲示板等の書き込みについては、校外(家庭等)で行われる場合が多いので、学年初めの保護者懇談会等で啓発活動を行う。

(8) 重大事案への対処

いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合は、次の対処を行う。

① 重大事態が発生した旨を築上町教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する調査組織を速やかに設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。